

～料金の改定～

【勤労福祉センター】

■問い合わせ先

産業観光課商工労政係 ☎(48)1111 (内234・369)
勤労福祉センター ☎(48)6644

使用施設・区分		改定後の使用料 (改定前の使用料)	
		午前9時～午後1時または 午後1時～午後5時	午後5時～午後9時30分
勤 労 者	多目的ホール	4,610円 (4,480円)	6,910円 (6,720円)
	会議室	860円 (840円)	1,300円 (1,260円)
	集会室1	690円 (670円)	1,040円 (1,010円)
	集会室2	860円 (840円)	1,300円 (1,260円)
	集会室3	1,730円 (1,680円)	2,590円 (2,520円)
	集会室4	1,550円 (1,510円)	2,330円 (2,270円)
そ の 他	多目的ホール	5,760円 (5,600円)	8,640円 (8,400円)
	会議室	1,080円 (1,050円)	1,630円 (1,580円)
	集会室1	860円 (840円)	1,300円 (1,260円)
	集会室2	1,080円 (1,050円)	1,630円 (1,580円)
	集会室3	2,160円 (2,100円)	3,240円 (3,150円)
	集会室4	1,940円 (1,890円)	2,920円 (2,840円)

※ 使用目的が営利や宣伝などのときは、表に掲げる金額の2倍の額を使用料とします。

○水道料金・下水道使用料

水道料金と下水道使用料は、基本料金（使用料）と超過料金（使用料）を足したものに、消費税率を掛けて計算しています。

4月1日以降、消費税率は5パーセントから8パーセントに引き上げられますが、料金単価は変わりません。

平成26年4月1日以前から使用している場合は、経過措置として最初の検針分のみ消費税率は5パーセントで計算します。

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{水 道 料 金} \\ \hline \text{下 水 道 使 用 料} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \left(\begin{array}{c} \text{基本} \text{料金} \\ \text{使用料} \end{array} + \begin{array}{c} \text{超過} \text{料金} \\ \text{使用料} \end{array} \right) \\ \hline \text{〔変更なし〕} \\ \hline \end{array} \times \begin{array}{|c|} \hline \text{（消費税率）} \\ \hline 5\% \quad \text{改正後} \quad 8\% \\ \hline \end{array}$$

○加入者負担金など

給水装置工事の申込時に納めていただく「加入者負担金・材料費（量水器筐・逆止水栓）」についても、消費税率が4月1日以降は5パーセントから8パーセントに引き上げられます。

ただし、発行日が平成26年3月31日までの納付書については、納入日が4月1日以後であっても、経過措置として消費税率は5パーセントとなります。

■問い合わせ先 上下水道課上水業務係 ☎(48)1111(内339・351)
上水工務係 ☎(48)1111(内340)
下水道係 ☎(48)1111(内350・352)